

井川町過疎地域自立促進計画

平成 29 年度～平成 32 年度

平成 29 年 9 月

秋田県 井川町

目 次

1	基本的な事項	P 1
(1)	井川町の概況	P 1
(2)	井川町における過疎の状況	P 2
(3)	行財政の状況	P 6
(4)	公共施設整備の現況と動向	P 7
(5)	地域の自立促進の基本方針	P 9
(6)	計画期間	P 11
(7)	公共施設等総合管理計画との整合	P 11
2	産業の振興	P 13
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	P 17
4	生活環境の整備	P 21
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	P 25
6	医療の確保	P 32
7	教育の振興	P 34
8	地域文化の振興等	P 38
9	集落の整備	P 39
	添付資料 過疎地域自立促進特別事業分（平成 29 年度～32 年度）	P 41

1 基本的な事項

(1) 井川町の概況

<自然・地理的条件>

本町は秋田県の中央部西よりに位置し、出羽丘陵の俎山に源を発して八郎潟残存湖に注ぐ「井川（全長 11.6km）」の水系に沿って拓けており、北に五城目町及び八郎潟町、南に潟上市、南東の山地では秋田市と隣接しています。東西 14km、南北 4km と細長く総面積は 47.95 km²であり、東部は波状形の段丘を形成し、西部は平坦で広範な水田地帯を形成しています。なお、国道 7 号により秋田市中心部まで 25 km、車で 40 分余りの距離がありますが、平成 9 年の秋田自動車道及び同 12 年の秋田中央広域農道の開通により、秋田市中心部までの所要時間は 30 分足らずに短縮されています。

気候は、温帯気候裏日本の北方型に属し、冬はアジア大陸、夏は太平洋の気団の消長によって天候が支配されています。気温は 5 月より上昇し、8 月には 30 度前後の最高を示し、降雨については 6 月から 8 月が最も多く、降雪は例年 11 月下旬に始まり、3 月中旬融雪します。風向きは、春季から秋季までは南東風、冬季は北西風が多くなっています。

<歴史的条件>

明治 22 年 4 月 1 日の町村制施行により東部 9 ケ村合併による上井河村（戸数 270 戸）、西部 5 ケ村合併による下井河村（戸数 420 戸）が誕生し、昭和 30 年 2 月 1 日に町村合併促進法に基づき上井河村と下井河村が合併して井川村となりました。昭和 49 年 6 月 1 日には町としての条件を具備したことにより井川町となり、その後、いわゆる“平成の大合併”が進む中、五城目町・八郎潟町との三町合併について協議を重ねましたが、平成 16 年 11 月に 18 歳以上の全町民を対象とした「町村合併に関するアンケート調査」を実施し、この結果を踏まえて合併協議から離脱し単独立町を選択しました。

<社会的条件>

地域には、町役場・診療所・健康センター・農村環境改善センター・湖東地区消防本部などの公共の施設が整備されており、経済関係施設としては、JAあきた湖東井川支所、湖東 3 町商工会井川事務所、上井河郵便局、下井河郵便局などがあります。主な教育文化施設としては、小中学校が各 1 校あるほか、平成 10 年に幼保一元化施設「こどもセンター」を建設し、その後平成 18 年には、全国初となる「認定こども園」として認定されています。また、町最大の観光資源である「日本国花苑」は、200 種 2,000 本の桜が植栽されている公園で、昭和 47 年に開園以来、バラ園、パターゴルフ場、テニスコート、芝生広場等を整備してきており、平成 12 年度から 10 箇年にわたり実施した桜の森彫刻コンクールの入賞作品 41 体が苑内に設置されています。また、国道 7 号沿いには、平成 7 年に JR 井川さくら駅が開設され、町の交通体系の利便性は飛躍的に向上しました。平成 12 年 12 月より快速

列車も停車するようになり、秋田市への通勤・通学者などにとって使いやすさが更に向上するとともに、町の玄関として利用されています。

<経済的条件>

本町はこれまで農業を基幹産業として位置づけており、高い生産技術と豊かな土地資源を活用した稲作が地域経済の発展に大きく寄与しています。しかし農産物価格の下落等、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で担い手の高齢化と減少、遊休農地の増加等様々な課題が生じています。特に農家人口及び農業就業人口の減少は著しく、平成22年においては平成2年比で54.6%にまで減少しています。

商業においても、消費者ニーズの多様化、消費行動の広域化、大型店進出などの影響や後継者不足も重なり小売店の閉店する動きが加速しています。工業においては、長引いた景気の低迷の影響により厳しい状況が続いていますが、一部の中小企業については改善する傾向も見られます。

(2) 井川町における過疎の状況

<人口等の動向>

国勢調査による本町の人口は表 1-1 (1) が示すように、昭和 35 年の 7,611 人から減少しており、平成 27 年までの 55 年間で 2,625 人 (34.5%) の減少となっています。増減率は昭和 40 年の△7.6%が大きく、その後昭和 55 年から平成 2 年までは△1%以下で推移していましたが、平成 7 年から△1%を超え平成 27 年にはこれまで最大の△9.2%となっています。また、昭和 35 年と平成 27 年を比較すると、若年者比率が出生数の減少により 25.2%から 10.4%と減少している一方で、同時期の高齢者比率については、4.2%から 37.6%に増加しており、平均寿命の上昇及び若年層の町外流出により少子高齢化が進んでいる状況です。

<これまでの対策及び課題>

本町の人口は、昭和 30 年から減少を続けており、大きな課題となっています。この対策として若年層の定着と町外からの転入を促すため、これまで既存企業の振興と企業誘致等による雇用の確保、優良宅地開発や住宅整備等による定住促進などの施策を推進してきました。また、子育て支援についても、保護者の就労形態や様々な保育ニーズに対応し、地域社会全体で、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、乳児保育、延長保育、障害児保育、学童保育、出産休暇終了直後からの保育などを行ってきました。

人口減少については特効薬となる施策はありませんが、今後もこれらの事業を複合的及び長期的に実施することが、人口減少対策につながるものと考えています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,611		人 7,030	% △ 7.6	人 6,669	% △ 5.1	人 6,427	% △ 3.6
0歳～14歳	2,694		2,050	△ 23.9	1,553	△ 24.2	1,426	△ 8.2
15歳～64歳	4,595		4,568	△ 0.6	4,570	0.0	4,358	△ 4.6
うち 15歳～29歳 (a)	1,917		1,761	△ 8.1	1,719	△ 2.4	1,440	△ 16.2
65歳以上 (b)	322		412	28.0	546	32.5	643	17.8
(a)/総数 若年者比率	% 25.2		% 25.0	—	% 25.8	—	% 22.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.2		% 5.9	—	% 8.2	—	% 10.0	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,380	% △ 0.7	人 6,316	% △ 1.0	人 6,294	% △ 0.3	人 6,208	% △ 1.4
0歳～14歳	1,325	△ 7.1	1,231	△ 7.1	1,057	△ 14.1	896	△ 15.2
15歳～64歳	4,298	△ 1.4	4,229	△ 1.6	4,206	△ 0.5	4,067	△ 3.3
うち 15歳～29歳 (a)	1,271	△ 11.7	1,055	△ 17.0	1,050	△ 0.5	1,053	0.3
65歳以上 (b)	757	17.7	856	13.1	1,031	20.4	1,245	20.8
(a)/総数 若年者比率	% 19.9	—	% 16.7	—	% 16.7	—	% 17.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 11.9	—	% 13.6	—	% 16.4	—	% 20.1	—

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,116	% △ 1.5	人 5,845	% △ 4.4	人 5,493	% △ 6.0	人 4,986	% △ 9.2
0歳～14歳	792	△ 11.6	749	△ 5.4	610	△ 18.6	461	△ 24.4
15歳～64歳	3,736	△ 8.1	3,407	△ 8.8	3,127	△ 8.2	2,649	△ 15.3
うち 15歳～29歳(a)	950	△ 9.8	756	△ 20.4	603	△ 20.2	519	△ 13.9
65歳以上(b)	1,588	27.6	1,689	6.4	1,756	4.0	1,876	6.8
(a)/総数 若年者比率	% 15.5	—	% 12.9	—	% 11.0	—	% 10.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 26.0	—	% 28.9	—	% 32.0	—	% 37.6	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 6,126	% —	人 6,003	% —	% △ 2.0	人 5,631	% —	% △ 6.2
男	2,942	48.0	2,832	47.2	△ 3.7	2,649	47.0	△ 6.5
女	3,184	52.0	3,171	52.8	△ 0.4	2,982	53.0	△ 6.0

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			平成29年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 5,199	% —	% △ 7.7	人 5,121	% —	% △ 1.5	人 4,917	% —	% △ 4.0	
男 (外国人住民除く)	2,462	47.4	△ 7.1	2,423	47.3	△ 1.6	2,330	47.4	△ 3.8	
女 (外国人住民除く)	2,737	52.6	△ 8.2	2,698	52.7	△ 1.4	2,587	52.6	△ 4.1	
参 考	男(外国人住民)	2	50.0	—	2	66.7	0.0	1	33.3	△ 50.0
	女(外国人住民)	2	50.0	—	1	33.3	△ 50.0	2	66.7	100.0

<産業の推移と動向>

本町の就業人口は、平成22年で2,474人ですが、過去の推移は1-1(3)のとおりです。昭和35年以降、全体で約1,400人が減少した中で、当時77%を占めていた第1次産業の就業者が、平成27年は13.5%と大きく減少しており、第2次、第3次産業従事者がこれに代わって増加しています。建設業、製造業の第2次産業従事者については昭和55年をピークに減少していますが、近年、サービス業などの第3次産業従事者の伸びが著しく、今後も増加する見通しです。

町では、現在も、農業を基幹産業と位置付けていますが、こうした就業構造の変化により、かつての純農村から都市近郊型農村へと移り変わってきています。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,889		人 3,550	% △ 8.7	人 3,803	% 7.1	人 3,270	% △ 14.0
第一次産業 就業人口比率	% 77.0		% 70.7	-	% 59.5	-	% 42.1	-
第二次産業 就業人口比率	% 10.5		% 13.4	-	% 20.0	-	% 31.5	-
第三次産業 就業人口比率	% 12.5		% 15.9	-	% 20.5	-	% 26.4	-

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,119	% △ 4.6	人 3,310	% 6.1	人 3,328	% 0.5	人 3,207	% △ 3.6
第一次産業 就業人口比率	% 19.9	-	% 26.1	-	% 19.6	-	% 15.6	-
第二次産業 就業人口比率	% 47.4	-	% 40.3	-	% 43.9	-	% 43.1	-
第三次産業 就業人口比率	% 32.7	-	% 33.6	-	% 36.5	-	% 41.3	-

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,944	% △ 8.2	人 2,740	% △ 6.9	人 2,474	% △ 9.7	人 2,413	% △ 2.5
第一次産業 就業人口比率	% 10.6	-	% 14.4	-	% 12.9	-	% 13.5	-
第二次産業 就業人口比率	% 40.5	-	% 31.1	-	% 29.0	-	% 27.8	-
第三次産業 就業人口比率	% 48.9	-	% 54.5	-	% 58.1	-	% 58.7	-

(3) 行財政の状況

<行政の状況>

平成 16 年 12 月に自らの意思で単独立町を選択し、翌年に自立計画を策定しました。厳しい財政状況の中で自立の道を歩くため、徹底した行財政改革はもちろん、地域と行政が協働して、将来に希望を持てる「まちづくり」を進めることが必要であり、これらについて町民の理解を得ながら進めてきました。また、現在の行政事務には欠かすことの出来ない基幹システム等については、平成 25 年に本町を含めた秋田県内の 12 町村が、システム費用の低減化及び業務の標準化を図ることを目的として、電算システム共同事業組合を設立し、電算システムの共同利用を開始しており、町の負担の軽減化、情報セキュリティの確保及び住民サービスの向上に努めています。

<財政の状況>

本町の歳入に占める地方交付税の割合は約50%であり、国への財源の依存度が高くなっています。歳出においては、職員の退職不補充による人件費の抑制や物件費の節減に努めてきましたが、今後、地方交付税の減額が予想される中で、町税等自主財源の確保やより一層の歳出の抑制が必要となっています。

表 1-2 (1) 財政の状況 (普通会計)

(単位:千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度	平成27年度
歳入総額 A	3,475,113	2,993,602	4,091,238	3,824,827	3,318,265
一般財源	2,385,983	1,971,504	2,157,330	2,207,190	2,313,838
国庫支出金	74,856	97,998	901,090	393,066	217,534
都道府県支出金	125,525	125,823	186,792	199,819	142,860
地方債	542,400	440,500	437,300	614,100	295,100
うち過疎債					
その他	346,349	327,777	408,726	410,652	348,933
歳出総額 B	3,405,677	2,865,843	3,846,518	3,579,632	3,104,120
義務的経費	1,476,495	1,257,116	1,230,520	1,320,224	1,317,703
投資的経費	744,512	458,273	1,161,183	969,984	318,547
うち普通建設事業	744,512	441,094	1,132,708	959,667	318,345
その他	731,983	1,150,454	1,454,815	1,289,424	1,467,870
過疎対策事業費					
歳入歳出差引額 C(A-B)	69,436	127,759	244,720	245,195	214,145
翌年度へ繰越すべき財源 D	2,000	19,160	97,816	29,390	22,423
実質収支 C-D	67,436	108,599	146,904	215,805	191,722
財政力指数	0.222	0.253	0.241	0.222	0.224
公債費負担比率	26.2	17.8	18.6	23.2	22.5
実質公債費比率			12.7	9.3	6.5
起債制限比率	7.3	7.4			
経常収支比率	76.9	88.4	75.8	76.2	79.0
将来負担比率			42.0	—	—
地方債現在高	4,345,783	4,354,841	3,566,540	3,771,849	3,350,658

(4) 公共施設等整備の現況と動向

本町は、厳しい財政状況においても、インフラ整備及び公共施設等の整備を進めてきました。町の規模が小さいこともあり町道の改良率や舗装率は比較的高く、上水道は、全域整備しています。下水道整備についても、事業は完了しており、普及率 100%、水洗化率 90%を超えています。公共施設についても既に耐震化を完了しているほか、教育施設については、平成 28 年度に小中一貫校(義務教育学校)の校舎の建設が完了している状況です。

今後も、厳しい財政状況が見込まれますが、施設整備については計画的に行っていくこととしています。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市町村道(m)	90,186	96,537	106,259	125,952
改良率(%)	8.1	66.3	62.2	70.2
舗装率(%)	0.1	63.3	77.2	79.2
農 道				
延 長(m)	-	-	-	-
耕地1ha当たり農道延長(m)	-	-	-	-
林 道				
延 長(m)	4,978	6,678	12,250	16,056
林野1ha当たり林道延長(m)	3.14	4.21	7.73	10.18
水道普及率(%)	70.5	90.0	99.0	99.8
水洗化率(%)	-	-	1.0	70.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	-	-	-	-

区 分	平成22年度末	平成25年度末	平成27年度末
市町村道(m)	129,742	130,254	129,886
改良率(%)	74.7	75.5	75.8
舗装率(%)	83.9	84.3	84.6
農 道			
延 長(m)	-	-	-
耕地1ha当たり農道延長(m)	-	-	-
林 道			
延 長(m)	10,484	10,484	10,484
林野1ha当たり林道延長(m)	6.6	6.6	636.0
水道普及率(%)	99.8	99.8	99.8
水洗化率(%)	91.9	93.4	94.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	-	-	-

(5) 地域の自立促進の基本方針

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成 29 年 4 月 1 日に施行され、本町が、本改正法により新たに追加された過疎地域の要件に該当することから、過疎地域の指定を受けました。

過疎地域においては、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、時代に対応した過疎対策に取り組んできていますが、公共施設の整備水準はなお低く、財政状況は厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、将来の維持が危ぶまれる集落の発生等の様々な問題に直面しています。

本町はこれまで過疎地域の指定は受けていなかったものの、少子高齢化や産業の活性化については過疎地域と同様の問題を抱えており、これらの問題に対処するために、まちづくりの指針として「井川町総合振興計画」を策定し、長期的な観点でまちづくりに取り組んできました。

そのため、平成 23 年度から 10 年間の計画期間とする「第 4 次井川町総合振興計画」を本町の自立促進の指針として併せて位置づけ、同様に、総合振興計画に掲げるまちづくりの基本理念及び基本方針を、地域の自立促進のための基本方針として位置づけ、これに基づき各種施策を進めていきます。

(基本理念)

『心豊かに 生き生き 安らぎの町』

～心ふれあう“結のまち”いかわ を目指して～

誰もが健康で安心して快適に住むことができ、生活することに満足できることが「豊かさ」と言えます。

このため、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや生きがいを感じながら生活し、人と人が助け合って心を通わせることができ、住むことに誇りのもてる、活力に満ちたまちづくりを目指します。

(基本方針)

①「美しい自然が輝く 安全快適な まちづくり」

ふるさとの情景として親しまれ愛されている農山村の田園風景を守り育てていくとともに、災害や犯罪のない安全なまちづくりを推進します。

また、地球環境への負荷を軽減するため、町民と行政が協働し、省資源化や再資源化に努めるなど、町民が快適に生活でき、住むことを誇れる定住環境づくりを目指します。

《施策の大綱》

- 自然環境の保全、地球環境にやさしいまちづくり
- 廃棄物の減量化、環境美化に対する意識啓発

- 治山・治水による災害の予防、住民が安心できる消防・救急体制の維持向上、防犯・交通安全
- 宅地造成や計画的な町営住宅建設の推進、水洗化率 100%
- 計画的な道路整備、有線放送の機能充実

②「心豊かに やさしく安心な まちづくり」

少子高齢化、人口減少が進んでいる中、地域を担う若い世代が安心して子どもを産み、育てられ、子どもたちがすこやかに育ち、高齢者や障害者が明るく、安心して暮らしていける地域社会づくりが求められています。

そのためには、保健、医療及び福祉に関する施策・事業の充実に努めるとともに、町民一人ひとりが進んで行動し、子どもからお年寄りまで全ての人が、お互いの心を尊重し、支え合う社会の構築に取り組む必要があります。

全ての町民が健康で豊かに暮らせるように、やさしく安心なまちづくりを目指します。

《施策の大綱》

- 各種検診の充実、救急医療に関する関係機関とのさらなる連携・迅速な救急医療体制の強化、地域全般での連携医療
- 住民同士のつながり強化、福祉関係機関の連携強化、保健・医療・福祉サービスの質の向上と利用促進
- 高齢者の健康増進や介護予防対策の充実、寝たきりや一人暮らしの高齢者に対する生活支援、在宅福祉サービスの充実
- 障害者の生活・就労支援の充実、障害者支援施設との連携強化
- 町民がまちづくりに参画する環境の整備、地域活動の人材・グループの育成・支援
- 子育て支援事業の充実・就業機会の拡大・雇用創出への支援等による若者の定住化の推進、県の「出会い・結婚支援事業」・「仕事と家庭の両立支援」への積極的な取り組み
- 男女平等意識の醸成

③「大地を育み心培う 生き生き まちづくり」

地域経済の活力を高め、豊かな生活を支えていくためには、生き生き働くことができる産業の振興を図ることが大切です。

農林業については、生産基盤の整備に努めるとともに、農産物の生産や流通体制の整備、ブランド化を推進し、農林業の振興に努めます。また、農地の利用促進、集落営農及び法人化の推進、新規就農者の確保、担い手の確保・育成に努めます。

商工業については、商工団体への支援、雇用・就業環境の充実に努めます。

更に、既存産業が抱える課題の解決に取り組み、活性化を図るとともに、新しい時代に対応できる産業を育成し、豊かで生き生き暮らせるまちづくりを目指します。

《施策の大綱》

- 農業の生産基盤整備・6次産業化、井川ブランドの振興作物開発、将来を担う農業者の育成・農業法人の育成、環境保全のための間伐の実施・耕作放棄地の発生防止
- 商工業の振興に向けた商工会組織等との連携や体制の強化、企業誘致、起業支援
- 日本国花苑を核とした観光振興、地域特産品の開発推進

④「あたたかな心 夢ときめく ひとつづくり」

生涯を通じて自らの個性と能力を伸ばし、楽しく、生き生きとした人生を過ごしたいという意識への対応や、豊かな心・国際的な視野・想像力を持った、魅力ある人材を育む教育・文化のまちづくりが求められています。そのためには、社会変化に応じた多様な学習機会の創出や情報提供、心豊かで思いやりのある青少年の育成、人権教育の啓発等を充実させる必要があります。

そして、「まちづくりの原点はひとつづくり」という観点から、幼児教育・学校教育・社会教育の充実を目指します。

《施策の大綱》

- 人間としての基礎力を養っていくための質の高い保育・教育、家庭や地域の教育力向上、子育て支援センターの機能充実
- 豊かな人間性を持つ調和のとれた児童・生徒を育てる学校教育の推進、ふるさと教育の実践、小中一貫教育による教育環境の整備
- 町民一人ひとりが主体的に学ぶことができる機会の充実
- 地域社会の財産や伝統的な民俗文化等の保護・継承、多様な芸術文化活動の支援
- 町民のスポーツ活動の推進体制整備、スポーツ施設・設備の充実

(6) 計画期間

本計画の期間は平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間とします。

(7) 公共施設等総合管理計画との整合

近年、高度成長期以降に急速に整備を進めてきた公共施設が大量に更新期を迎え、その老朽化対策が全国的に大きな課題となっています。地方公共団体としては、人口減少などにより歳入の減少が予想される中で、早急に公共施設などの需要の変化や管理状況を把握し、長期的な視点をもって、計画的な維持管理を行うことにより、歳出の平準化及び財政負担の軽減が求められています。

本町においては、これまで一貫して過剰な投資はせず公共施設についても保育・教育施設や診療施設等の統合を実施するとともに、施設の耐震化や年次的な維持補修等を重点的に進め適正な維持管理に努めてきました。しかしながら、今後更なる人口減少等により施設の利用・需要が変化していくことに加え、厳しい財政状況下において維持管理や老朽化

対策に係る費用が増大することが予想されることを踏まえ、これまで以上に長期的な視点をもって対応していくことが求められています。

このような状況を踏まえ本町では、公共施設などの計画的な維持管理及び更新に係る財政負担を軽減することを目的とし、平成28年度に「井川町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今後の公共施設等の維持管理や整備については、井川町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していきます。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

<農業>

本町は、これまで農業を基幹産業として位置づけ、高い生産技術と豊かな土地資源を活用しながら、稲作を中心に展開し、地域経済の発展に大きく寄与してきたところであります。しかし、近年は担い手の高齢化や米価の下落、他産業への就業者の増加による労働力の不足など生産体制が弱体化しているほか、水稲単一に偏った生産構造のため、農業全体が伸び悩んでいます。そのため、農家収入の安定と向上を目的として、転作田に大豆や野菜類の栽培を奨励し複合農業の振興を図るとともに、規模拡大を進めるため集落営農組織や農業法人化を推進してきました。今後も農産物価格の下落が予測される中、生産性向上による低コスト化、担い手の育成、農用地の集積及び基盤整備等を進めています。また、国の減反政策により耕作放棄地が散見され、国土保全の観点から問題となっています。

<林業>

森林は、木材をはじめとする様々な林産物の供給や国土の保全、水源の涵養、自然に親しむ場として、安全で快適な生活の維持向上に大きな役割を果たしてきました。

しかし、長期にわたる木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足等により、森林における生産活動が停滞し、林業を取り巻く状況は厳しい状況です。

<商工業>

本町における商業活動は、これまで地域住民の日常生活に密着した小売店が、その大部分を担ってきました。しかし、消費者ニーズの多様化、消費者の行動範囲の広域化、大型店の進出などの影響や後継者不足も重なって閉店する動きが加速しています。

工業においては、全県に先駆けて内陸工業団地を形成し、様々な業種の企業誘致を実現するなど地域経済の発展に大きな成果を上げてきました。しかし、近年は長引く景気低迷の影響により中小企業の経営基盤の安定が求められており、経営意欲の高揚を促すため商工会組織等との連携、体制の強化に努める必要があります。

更には、雇用創出を図るため、企業誘致を検討するとともに、新たな起業活動に対する指導、支援を行う必要があります。

<観光>

ライフスタイルの変化、少子高齢化などの社会情勢の変化とともに、余暇の活用や観光に対するニーズも多様化が進んでおり、これらに対応した観光振興施策が求められています。町のシンボルであり、かつ観光の面で最も高い集客力を持つ日本国花苑は、ハード面の整備は進んでいるものの、観光ボランティアの育成等ソフト面での整備が遅れています。今後は日本国花苑の桜、屋外彫刻、その他施設の県内外へのPR活動及び集客のための人材育成や特産品の開発、販売等地域の特色を生かした展開が必要とされています。また、苑内に建設されている定住促進センター「国花苑」には、男鹿の山々を見渡せる浴場（サ

ウナ) や各種研修室を整備していますが、施設の機能強化及び長寿命化が求められています。

(2) その対策

<農業>

魅力ある産業としての農業振興を図るためには、収益性の高い振興作物を組み合わせた複合経営を推進することにより、経営の安定化を図ることが必要であります。そのため、JA等の関係機関との連携のもと、新しい特産物の開発・育成や徹底した品質管理、直売施設の整備や販売ルートの確立を目指します。

また、農地中間管理機構等を活用した、担い手への農地の集積等により農用地の流動化を積極的に推進し、地域農業を担う認定農業者の育成と法人化を進めるとともに、新規就農希望者の受け入れ体制の整備や中山間農地対策支援などにより、農地の有効活用と優良農地の遊休化を防止します。

加えて、農業が持続可能な産業として自立するためには、経営の効率化、機械化、省力化が必要であることから、生産施設の整備を支援し、実情に即した耕地整備、農道整備、用排水路等の新設・改良などの基盤整備を推進します。

<林業>

森林が有する生物多様性、地球環境の保全及び涵養能力など多面的な機能の維持管理のため、路網の整備に努めます。

<商工業>

商工業団体等の指導体制強化と経営者意識の高揚に努めます。また、企業活動の活性化と雇用創出のため企業誘致を積極的に行うとともに、新たな起業者の取組を支援します。

<観光>

日本国花苑の整備拡充を図るとともに、定住促進センター「国花苑」を計画的に維持管理し、施設の長寿命化を図ります。また、特産品の開発や人材育成、商工団体への支援、県内外へPR活動等を通して観光振興に努めます。

(3) 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 ・ 農業 ・ 林業	・ 井川西部地区 ^{たんすい} 湛水防除事業	秋田県	
		・ 施田黒坪線林道開設負担金	秋田県	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10)その他	<p>る。</p> <p>③事業効果 収益性の高い振興作物の生産を伴う複合経営を進めることにより、経営の安定化が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業となる。</p> <p>・ 中山間農地維持支援事業</p> <p>①事業の必要性 中山間地域等の農家の高齢化に伴い農地を維持することが困難な状況であり、農地の受け手を確保することが必要となっている。</p> <p>②事業内容 中山間地域等の農地の受け手に対して賃借料相当額を支援する。</p> <p>③事業効果 中山間地域等の持続的な農地の保全と農業・農村の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業となる。</p>	井川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業振興」における公共施設などの整備や維持管理については、各施設の現状を十分に調査し、公共施設等総合管理計画に沿った効率的な維持管理を実施し、過疎対策を推進します。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

町道については、利便性のみならず地域の実情や交通量などの諸条件を考慮しながら計画的な整備をしてきました。また、国道、県道については、積極的な要望活動を推進し、その成果をあげてきました。平成7年12月にはJR「井川さくら駅」が開設され、町の交通体系の利便性は飛躍的に向上しましたが、開設から20年以上経過しており施設及び駅周辺の補修及び改修が必要となっています。また、路線バス「井川線」の廃止に伴い平成20年度から運行している無料巡回バスは、町民の足として活用されていますが、経年劣化に伴う車両の老朽化が進んでいます。

情報通信については、平成22年度に整備した有線放送システムが大きな役割を果たしています。光サービスを利用したシステムで、音声通話機能のほか、定時放送、行政情報の提供、又は有事の際の緊急放送など付加機能を充実させてきましたが、整備から7年を経過しており、システムの更新が急務になっている状況です。

(2) その対策

町道については、町の各種整備計画に基づき、主要基幹道路及び集落内道路の円滑な交通と歩行者等の安全確保のための道路整備に努めるとともに、要補修地点の調査による道路改良を実施します。また、通学路を中心とした歩道設置や交通安全施設、道路標識、防犯灯LED化、舗装・側溝等の維持管理について対応していきます。

JR「井川さくら駅」については、計画的に長寿命化の改修を行い、効率的な維持管理を行っていきます。

町内巡回バスについては、周辺市町村の交通体系の状況をみながら、巡回バス事業の継続又は新しい公共交通の整備を検討します。

情報通信については、有事の際の緊急放送が最も重要であるため、現在の有線放送システムの更新を実施し、住民の安心安全を守ります。

(3) 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1)市町村道 ・道路	・新屋敷湖東線舗装改良工事 L=310.0m , W=4.0m	井川町	
		・小竹花1号線舗装改良工事 L=360.0m , W=3.5m	井川町	
		・湖東線舗装改良工事 L=1,600m , W=6.5m	井川町	
		・今戸飯田川線舗装改良工事	井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		L=880m, W=5.0m ・飛塚1号線舗装改良工事 L=451m, W=4.0m	井川町	
	・橋りょう	・前田面橋橋梁改良工事 ・干潟橋橋梁改良工事 ・井戸尻橋橋梁改良工事	井川町 井川町 井川町	
	・その他	・視線誘導標更新工事 ・カーブミラー設置工事	井川町 井川町	
	(2)農道			
	(3)林道			
	(4)漁港関連道			
	(5)鉄道施設等			
	・鉄道施設			
	・鉄道車両			
	・軌道施設			
	・軌道車両			
	・その他			
	(6)電気通信施設等情報化のための施設			
	・通信用鉄塔施設			
	・テレビ放送中継施設			
	・有線テレビジョン放送施設			
	・告知放送施設			
	・有線放送電話	・有線放送システムの更新事業	井川町	
	・防災行政用無線施設			
	・テレビジョン放送等			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>難視聴解消のための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の情報化のための施設 ・その他 <p>(7)自動車等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車 ・雪上車 <p>(8)渡船施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡船 ・係留施設 <p>(9)道路整備機械等</p> <p>(10)地域間交流</p> <p>(11)過疎地域自立促進特別事業</p> <p>(12)その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内巡回バス更新事業（1台） <ul style="list-style-type: none"> ・町内巡回バス運行事業 <p>①事業の必要性</p> <p>過疎化による路線バスの利用者が減少したため、路線バスの運行が廃止された。このため地域住民の交通手段の確保が必要となっている。</p> <p>②事業内容</p> <p>地域住民の交通手段の確保のため、バス事業者へ運行委託し、町内の施設・駅・診療所・ショッピングセンター等を巡回運行する。</p> <p>③事業効果</p> <p>住民生活の日常の交通手段が確保されることにより、利便性向上が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業となる。</p>	<p>井川町</p> <p>井川町</p>	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

橋梁については、既に作成済みの橋梁長寿命化計画に基づき実施し、道路施設の整備については、井川町公共施設等総合管理計画に準じ今後長寿命化計画を策定した上で、維持管理、修繕、更新等を実施することとします。

また、その他の施設についても、損傷具合や利用状況を考慮し優先順位を決めて管理することで、維持補修費の平準化を図りながら過疎対策を推進します。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

<上下水道>

上水道については、健康で快適な生活を送るために必要なインフラであり、良質で安定的に供給できる水源の保全が求められています。

本町の給水状況は、1か所の浄水場から供給され、本町のほか、潟上市の飯塚地区の一部への給水も行っています。平成26年度では、給水人口5,083人、普及率99.2%となっています。近年は、都市化の進展や下水道の整備といった生活様式の高度化などにより水需要が増大してきていますので、今後は、需要に対応する水源の安定した確保や施設の整備、適正な維持・管理に取り組み給水体制を保つとともに、老朽化した配水管等の施設の計画的な改善が求められています。

また、下水道は、快適な生活の確保に加え、河川などの水質保全など自然環境を保全するために欠かせない施設です。

本町の下水道事業は、秋田湾・雄物川流域下水道関連公共下水道事業として計画され、この計画に基づき、処理区域面積178ha、処理人口5,000人で平成17年度を目標とした基本計画を昭和62年度に策定しました。計画期間中に事業区域の拡大を行い、目標より3年早い平成14年度に全ての整備事業が完了しました。その後、八郎湖が湖沼法に基づく指定湖沼となり、ショッピングセンター、工場から排出される処理水の規制が強化され、公共下水道への接続が必要となったことから、平成22年度に整備工事を実施し、共用を開始しました。この工事により全体処理区域面積は201.5haとなっています。平成26年度における公共下水道整備率は100%で、水洗化率94.2%となっています。今後は、未接続者の水洗化を推進するとともに、下水道施設の老朽化が進展していることから、長寿命化計画を策定し、効率的・効果的な維持管理を行う必要があります。

<廃棄物処理施設>

昭和53年7月に井川町清掃センターが完成し、焼却による処理が開始されました。焼却灰や破砕ガラス処理等については、早急に独自の最終処分場整備が求められたため、平成6年に事業費599,600千円で、埋立面積4,400㎡、埋立容量9,554㎡の処分場を整備しました。その後平成9年の法改正に伴いダイオキシンの排出基準が強化されたため、広域的処理施設が必要と考え、男鹿市・五城目町・八郎潟町・井川町・大潟村5市町村で構成する八郎湖周辺清掃事務組合を設立し、平成18年に着工、平成20年に竣工しました。本町の取組としては、家庭ごみの減量化及び廃棄物の最終処分量の削減を図ることを目的に分別収集を行っているほか、ごみの減量化を推進するため、町民に対する啓発活動などを進めています。

ごみ問題は、町民、行政が一体となり、町全体で取り組まなければ解決できない重要な課題です。特に可燃ごみの処理については、ごみ排出量の減量に向けて、分別をより推進する目的から、処理費の有料化を検討しましたが、当面は分別の徹底等による、可燃ごみの排出量削減に向けた取組を行うこととしています。

＜住宅及び宅地＞

少子高齢化や核家族化によるライフスタイルの変化等により、町民のニーズが多様化している中、定住促進のためには地域振興とともに、住環境の整備を図る必要があります。町では昭和 57 年から随時宅地分譲を実施しており、平成 8 年度には 46 区画を分譲し、町外からの転入者の増加により、新しい町内も誕生しています。現在は優良宅地については、民間業者による流動化が見られますが、条件不利な遊休不動産（空き家・空き地）が、過疎化に伴い増加しています。

また、町営住宅については、昭和 60 年度から 7 団地・95 戸を整備していますが、老朽化が進んでおり、改修を必要とする住宅が増加しています。

＜消防・防災＞

町民が安全に安心して生活するためには、地域の防災体制の確立が不可欠です。町では、自然災害はもとより、社会情勢の変化による災害にも対応した地域防災計画及び国民保護計画を策定し、防災対策に努めてきました。災害はいつでも誰にでも起こりうることを想定し、被害を最小限に軽減するための取組が必要とされています。消防団は、地域住民にとって身近な存在であり、防火活動、風水害等の災害防護活動等住民の安心安全の確保のために大きな役割を果たしています。しかし、社会環境の変化によって、消防団員の高齢化や減少、昼時間帯の団員不足等様々な課題が生じています。

救急体制については、湖東地区消防署に救急車両を導入し、救急救命士を配備している他、必要によっては防災ヘリを活用する等緊急時の対応が可能となっています。

（２）その対策

＜上下水道＞

① 上水道施設の整備

良質かつ安全な‘おいしい水’を供給するため、徹底した水質管理と検査体制の強化を行います。また、施設の老朽化に伴う長寿命化計画を策定し、浄水場、配水池などの水道施設の計画的な更新及び維持管理を図るほか、水源地の環境整備を実施するなど、適正な施設の整備を行います。

② 下水道事業の推進

未接続者における生活排水の処理に対する意識の向上を図り、水洗化率を 100%まで引き上げるように努めるとともに、下水道施設の計画的・効率的な整備及び維持管理を行います。

＜廃棄物処理施設＞

ごみ減量化に対する町民の意識を更に高めるとともに、町内会等とも連携し、分別の徹底により、更なる減量化に努めるなど、適正な廃棄物処理を行います。ごみ焼却施設及び最終処分場については、広域体制の中で長期的な視点から必要な処理能力の確保に

努めます。また、不法投棄を防止するため監視活動を強化します。

<住宅及び宅地>

町営住宅については、子育て世帯や若者・Uターン等希望者などの定住に対応するため、また、今後の住宅需要や社会情勢の変化を踏まえ、老朽化した住宅の改築等、適正な維持管理に努めます。

宅地・空き家については、民間事業者や団体と連携しながら、ニーズに対応した住宅・宅地の供給を推進し、危険な空き家については、危険度に関する基準や問題解決に向けた対応策について検討します。

<消防・防災>

災害の予防や応急対応を効果的に実施するため、消防活動組織の強化、消防施設や消防器具等の整備に努めます。また、災害危険箇所の解消、災害時に備えた資機材、備蓄物資の確保を行うなど、土砂災害や水害の危険性が高い箇所の対策を促進します。

消防団員については、新規団員の確保に努め、消防団員の活動環境を整備し士気の向上を図ります。災害を未然に防止するため、消防団を強化し、町民の防災意識の高揚を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成 29 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(1)水道施設 ・上水道 ・簡易水道 ・その他 (2)下水道処理施設 ・公共下水道 ・農村集落排水施設 ・地域し尿処理施設 ・その他 (3)廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 ・し尿処理施設 ・その他	・流域下水道建設費負担金	秋田県	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4)火葬場 (5)消防施設 (6)公営住宅 (7)過疎地域自立促進 特別事業 (8)その他	・町営住宅改修工事	井川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

継続的な運用（利用）が見込まれる上下水道施設等については、長寿命化を踏まえた計画的な改修、修繕を実施し、補修費の平準化を図ることによりトータルコストの縮減を図ります。消防施設については、町民の安全、安心な暮らしを守る重要な機能であることから、消火栓の設置及び防火水槽の適正な整備を実施し、各分団の詰所等については、各分団の団員数、消防体制を見極めながら施設の長寿命化を図ります。公営住宅については、老朽化の状況や入居率等を考慮しながら計画的に更新を実施します。

これら生活環境の整備については、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、住民の安心・安全を確保し過疎対策を推進します。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

<高齢者福祉>

本町の高齢化率は、平成27年で37.6%に達しており全国平均の26.7%をはるかに超えています。これは、団塊の世代が全て高齢期に入ったことや、若年層の流出、出生数の減少によるものです。また、核家族化、少子化及び高齢者単独世帯の増加など福祉を取り巻く環境の変化によって、家庭における介護力が低下しています。

こうした超高齢社会では、高齢者一人ひとりが健康で、地域の中での役割と生きがいを持って、いきいきと暮らすことができるよう支援するとともに、必要なサービスを高齢者に適切に提供する必要があります。本町は、これまで高齢者が生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、老人クラブ活動の支援、健康増進やレクリエーション活動など、高齢者の社会参加を進めるとともに、特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人福祉センター等の高齢者福祉施設整備を進めてきました。今後は、介護予防事業の再構築が求められていることから、老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し計画の実現に取り組んでおり、これらの計画に沿って高齢者福祉事業を充実していく必要があります。

<障害者福祉>

障害者福祉については、ノーマライゼーションの理念に基づいて平成15年度から導入された支援費制度により飛躍的に充実し、更に障害の種別（身体・知的・精神）ごとの縦割りサービスの一元化、地方自治体間の福祉サービスの格差縮小、就労支援の強化など障害のある人々を支援する障害者自立支援法が平成18年度に制定されました。その後平成25年度より、障害者総合支援法が一部施行されるなど、地域社会における共生を実現するための法整備が行われました。地域社会と障害者自身が障害について正しく認識し、共に地域で生活していくという意識を醸成しながら、障害者の意思決定を支援していくことが不可欠となっています。また、障害者が社会の一員として自立し、地域の中で共に生きることのできるまちづくりを展開する必要があります。

<子育て支援の充実>

本町の児童数については、平成元年度の756人に対して平成27年度には340人まで減少しています。若者の町外流出、価値観の多様化、晩婚化等により、年々出生率が低下しており、児童数の減少に歯止めがかからない状況です。本町の児童福祉施設については、かつては公立の東西保育園及び幼稚園がありましたが、平成7年に幼保一元化を実施し、平成10年に幼保一元化施設こどもセンターを竣工しています。その後平成18年11月には、全国初の「認定こども園」として認定され、現在に至っています。平成14年度からは、保護者の多様な就労形態に対応するため、こどもセンターにおいて学童保育を開始しました。更に平成16年度からは、早朝保育・延長保育も実施しています。今後は、地域ぐるみで子育てをする環境を築き、子育て世帯において仕事と育児を両立することができる環境づくりと、

地域の将来を担う児童の育成を推進する必要があります。

(2) その対策

<高齢者福祉>

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、町民の敬老意識の高揚を図りながら高齢者が楽しめる交流の場を作ります。また、高齢者福祉施設の整備や在宅介護サービスの充実を図るほか、高齢者世帯を地域で支え合う福祉サービスの充実や高齢者の活動機会の提供、介護予防の充実に努めます。

高齢者を支える地域の自主活動グループを支援するとともに、高齢者が身近に集える場づくりに努めます。また、緊急通報体制の整備や民間事業者との見守り協定の締結、冬期間において負担となっている除雪の支援など、高齢者の日常生活を支援するとともに、住宅改修費の助成や養護老人ホームの入所措置など高齢者が安全かつ安心して生活できる環境づくりに努めます。

介護保険のサービスを利用していない65歳以上の高齢者については、各種予防事業を提供し、住み慣れた地域で健やかに生活できるよう支援します。また、高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また重度化しないように介護予防事業の充実を図るとともに、年々増加する介護保険サービスの需要に対して、介護サービス事業者と連携を図りながらサービス量の確保に努めます。更に、保険者・地域包括支援センターを中心に介護保険サービス事業者等と研修会を開催し、サービスの質の向上を図りながら、安定した介護保険制度の運営を図ります。

<障害者福祉>

障害者基本計画及び障害福祉計画の点検・評価・見直しを行いながら、関係機関との連携のもと、障害の予防、早期発見、早期治療、リハビリテーション体制の充実等に努めるほか、医療費助成制度の周知及び利用促進に努めます。また、障害福祉サービスに対する介護給付や訓練等給付、自立支援医療などの自立支援給付を行うとともに、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業を推進し、生活の安定と自立促進のため在宅援護に努め、総合的な自立支援システムの定着に取り組みます。

<子育て支援の充実>

子どもを安心して産み育てられる環境づくりを充実させるため、保健師等がコーディネーターとなり、妊娠前から義務教育期に至るまでの様々な悩みや相談に対応し、様々な関係機関と連携したうえで、多様化する子育て家庭のニーズに対応し、地域で支える子育て支援の推進を図ります。

妊娠期には、妊婦健診助成を行い安心して妊娠期を過ごしてもらい、保育期には従来から実施してきた県の保育料助成への上乗せに加え、平成29年度から第2子以降の保育料及び幼稚園使用料及び給食費を無料化することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子

育てを支援します。また、インフルエンザ、ロタウイルス等の各種任意予防接種にも助成し、乳幼児等の罹患による健康被害等を防ぐとともに、保護者の負担を軽減します。

平成29年度には、秋田県との協働事業で子育て支援多世代交流館を義務教育学校の隣接地に建設し、平成30年度からは、こどもセンターから放課後児童クラブを切り離し、新しい施設で事業運営し、放課後子ども教室等も実施予定となっています。子育て支援多世代交流館については、その利用促進を図り、放課後子供教室、放課後児童クラブにおける活動や異なる年齢の子どもの交流を促進し、子どもの安全な居場所づくりに努め、地域で子どもを守るネットワークづくりの推進を図ります。

また、井川版ネウボラ（赤ちゃんギフト、チャイルドシート購入補助、子育て応援サイトなど）を実施し、出産・育児から学童期まで切れ目のない子育て支援を目指します。

（3）計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(1) 高齢者福祉施設 ・ 高齢者生活福祉セン ター ・ 老人ホーム ・ 老人福祉センター ・ その他 (2) 介護老人保健施設 (3) 児童福祉施設 ・ 保育所 ・ 児童館 ・ 障害児入所施設 ・ その他 (4) 認定こども園 (5) 障害者福祉施設 ・ 障害者支援施設 ・ 地域活動支援センタ ー ・ 福祉ホーム ・ その他	・ 特別養護老人ホーム改修工事 ・ 老人福祉センター改修工事	井川町 井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>(6) 母子福祉施設</p> <p>(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター</p> <p>(8) 過疎地域自立促進特別事業</p>	<p>・敬老式</p> <p>①事業の必要性 長い間社会に貢献してきた高齢者を敬い、広く老人の福祉についての関心と理解を深める必要があるとともに、過疎地域の高齢者は、あまり集える機会がないことから、高齢者の交流の場を作る必要がある。</p> <p>②事業内容 多年にわたり地域の貢献してきた高齢者の長寿を祝う会を開催し、記念品の贈呈や食事会を実施する。</p> <p>③事業効果 社会の発展に尽くしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝い、高齢者の交流や、町民の敬老意識の高揚を図ることができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p> <p>・任意予防接種等費用助成事業</p> <p>①事業の必要性 重症化しやすい乳幼児や高齢者の発熱や障害、疾病等を未然に防ぎ、健康維持を図る必要がある。</p> <p>②事業内容 水痘予防接種、流行性耳下腺炎予防接種、麻しん風疹予防接種、インフルエンザ予防接種、ロタウイルス予防接種等の任意予防接種費用を助成する。</p>	<p>井川町</p> <p>井川町</p>	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>③事業効果 罹患による健康被害等を防ぐことができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p> <p>・妊婦健診費助成</p> <p>①事業の必要性 過疎地域においては、妊婦が、安心・安全な妊娠生活を送ることのできる環境づくりが必要である。</p> <p>②事業内容 妊娠期間の妊婦健康診査費を助成する。</p> <p>③事業効果 妊婦健診等にかかる経済的負担の軽減を図ることで、妊婦の不安解消につながり、安心して出産できる環境がつけられ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	井川町	
		<p>・保育料支援費補助金</p> <p>①事業の必要性 保護者の経済的負担を減らし、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが求められている。</p> <p>②事業内容 第2子以降の保育料、幼稚園利用料及び給食費を無料化する。</p> <p>③事業効果 子育て世帯を経済的に支援し、安心して子どもを育てる環境をつくることにより、出生率の低下の防止に寄与すると考えられることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	井川町	
		<p>・子どもセンター送迎バス運行事業</p>	井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>①事業の必要性 町内に集落が点在しているが、公共交通機関がないことから、通園児童の安全通学確保とその保護者負担を軽減するために必要である。</p> <p>②事業内容 スクールバスを運行委託し通学児童の安全を確保する。</p> <p>③事業効果 児童の安全を確保し、更には、子育て世帯の負担を減らすことができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p> <p>・福祉医療助成事業</p> <p>①事業の必要性 低所得者の適正受診を確保し、健康維持するために必要である。</p> <p>②事業内容 健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、子ども・障害者・ひとり親家庭、それぞれの医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>③事業効果 低所得者の健康の維持と生活の安定を回復し、福祉の増進に繋げることができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p> <p>・赤ちゃんギフト</p> <p>①事業の必要性 若い世代の出産に関する意識の高揚を図り、町全体で子育てを応援していく機運を高め出生率を上げるために必要である。</p> <p>②事業内容 出産後に子育て関連物品の購入補助</p>	井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>の無料クーポン券を配布する。</p> <p>③事業効果 子育て家庭の経済的負担を軽減し、多 子世帯の増加に繋げることができ、将来 にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p> <p>・チャイルドシート購入補助</p> <p>①事業の必要性 児童の安全確保と子育て家庭の経済 的負担を減らすために必要である。</p> <p>②事業内容 チャイルドシートの購入費に対して 補助をする。</p> <p>③事業効果 子育て家庭の経済的負担を軽減し、更 には、チャイルドシートの装着率が向上 することで児童の安全確保が図られ、将 来にわたり過疎地域の自立促進に資す る。</p>	井川町	
	(9)その他	<p>・人工透析通院補助（ソフト）</p>	井川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

健康センター、老人福祉センター及び特別養護老人ホームについては、長寿命化の観点で施設の維持を図りながら、少子高齢化による需要の動向を踏まえた機能確保に努めます。

認定こども園については、子どもの安全を第一に考え、必要な改修等を実施し施設の長寿命化を図ります。町内にある各児童館については、少子化により利用率が減少しているため、利用状況の把握に努めて合理化が図られるように情報を蓄積し、効率的な事務執行方法を検討します。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

我が国は、世界有数の長寿国となっていますが、一方では疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中及び糖尿病等の生活習慣病の発症割合が増加しており、これに伴って寝たきりや認知症などの要介護者等の増加が社会問題となっています。本町では、積極的な健診活動の推進、健診データ等健康管理情報の活用と医療機関との連携強化により、疾病の早期発見と早期治療に努めてきました。また、生活習慣病やメタボリックシンドローム等の予防意識の高揚と食生活の改善指導等による疾病予防をはじめとした住民の健康づくりには特に意を注いできました。本町の唯一の町立医療機関、井川町診療所については、平成9年度に東西診療所を統合して開設され、平成11年度には健康センターを併設し、施設整備の充実を図るなど、町の医療拠点として住民の日常の医療を支えています。

救急医療や専門医療、高度医療については、隣町の中核的な病院である湖東厚生病院で対応していましたが、現在は、緊急医療体制について、病院の再編計画及び医師不足の影響により対応できておらず、秋田市の秋田厚生医療センターなどへ依存している状況です。

(2) その対策

湖東厚生病院については、関係機関、近隣町村と協議しながら、医師不足を解消し、救急医療体制の実現を目指します。地域の住民が中核病院として利用できるような体制づくりが必要であることから、病院運営に対する支援を行います。また、町診療所についても、医療機器や診療車の購入及び施設の維持を図り、安心して暮らせる医療体制を維持します。

町民の健康を守るためには健診事業が最も重要であることから、健診内容の充実を図り、早期発見、早期治療を実現するために、医療機関、保健機関や福祉機関と連携して事業を継続します。

(3) 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 ・ 病院 ・ 診療所 ・ 巡回診療車(船) ・ 患者輸送車(艇) ・ その他 (2) 特定診療科に係る 診療施設	・ 医療機器整備事業 ・ 診療車購入事業	井川町 井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・巡回診療車(船) ・その他 			
	(3) 過疎地域自立促進 特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・湖東厚生病院運営費助成事業 <p>①事業の必要性 全国的な医師不足の中で地域医療を確保し、地域の中核的な病院を維持するために必要である。</p> <p>②事業内容 医師確保対策として運営費を助成する。</p> <p>③事業効果 関係機関、近隣町村と協議しながら、医師不足を解消し、救急医療体制等の実現をすることができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p>	井川町	
	(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断事業（ソフト） ・健康管理システム更新事業（ソフト） 	井川町 井川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

診療所等の地域医療施設については、災害時の拠点施設としての機能も確保するため、必要な改修を計画的に実施し長寿命化及び、効率的な維持管理を図ります。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

<学校教育の振興>

本町の学校教育では、基礎学力の向上とともに、地域に根ざした特色のある教育として郷土への理解を深めるふるさと教育を推進し、明日の井川を開く創造性豊かな児童生徒の育成に努めてきました。また、パソコン等を活用した情報教育、英語力を高める教育や国際理解教育など、社会情勢の変化に合わせた柔軟性のある人づくりに努めてきました。更には、特別支援の必要な児童生徒の教育環境基盤の整備と人権意識の高揚に努めてきました。

本町には現在、認定こども園井川こどもセンターが1校、小学校が1校、中学校が1校ありますが、少子化の進行に伴い児童生徒数も年々減少しています。今後もこの傾向は続くと考えられることから、平成30年度に小学校と中学校を統合し義務教育学校を設置することとしています。本体校舎となる中学校校舎の改築は終了しており、平成29年度、給食調理棟を整備しています。今後は、義務教育学校における、その他附属施設の整備や、9年間の学習・指導方法や少子化に伴うスポーツ少年団と部活動の連携等のあり方などについて検討が必要となっています。また、認定こども園及び義務教育学校の児童生徒の登下校の安全を確保するためスクールバスを運行しますが、今後児童数が減少する中、児童の安全確保のための運行内容の見直しや、老朽化が進んでいる車両の更新が必要となっています。

<社会教育の振興>

充実した人生を築くためには、一人ひとりが、学習活動に自主的、主体的に取り組むことがますます必要になります。そのためには主体的な学習への意識づけを図りながら、学習活動及び事業に気軽に参加しやすい環境づくりが必要です。

加えて町民の学習ニーズ、生活・地域課題に即した学習機会の提供に努め、自主的な学習活動を支援するとともに、学びを地域づくりに活かしていく活動を支援していくため、生涯学習活動を推進する体制の整備、施設の設備の充実が必要になります。

また、学校、家庭、地域が連携して、家庭教育・青少年教育等の学習機会の提供に努め、地域全体で子どもを守り育てる体制の充実に努める必要があります。

<社会体育の振興>

ライフスタイルの多様化、余暇時間の増大とともに、健康で生き生きと暮らしたいという健康志向が強まっています。

健全なスポーツ活動は、一人ひとりの自主性と自発性が基盤となります。「一人1スポーツ」を目指して、競技力の向上はもとより、誰もが日常生活の中で取り組める生活健康スポーツの普及を図り、楽しみながら健康づくり、体力づくりができるスポーツ活動を推進していく必要があります。

そのため、健康づくりグループ等の活動支援とともに、競技スポーツを推進普及する体制の整備、指導者の養成等が必要です。また、季節を問わず、気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備が必要です。

(2) その対策

<学校教育の振興>

次代を担う児童・生徒の学力向上や健全育成は、今も昔も変わらない本町の教育の重要な課題であります。学力の質的転換が求められている中、地域の子どもたちの教育に携わる学校は、家庭及び地域と密接な連携を保ちながら、社会の変化に対応できる調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成に努める必要があります。平成30年度に開校する義務教育学校については、計画的に学校教育施設の整備を充実するとともに、県内初の義務教育学校による総合的な教育環境の整備を行い、小学校と中学校の統合でお互いが影響し合うことで生じる、学習意欲の向上やリーダーシップ力の取得を誘導していきます。また、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要です。正しい食生活の理解や実践、地域の特色を生かした地産地消による学校給食の実施等により、健全な心身の成長を図るよう努めます。更に、統合に当たっては、スクールバスの運行の見直しを行い児童の安全を確保します。

創意工夫を生かした特色のある教育の推進を図るため、個性や能力に応じたきめ細やかな指導をはじめ、体験的な学習や問題解決的な学習の充実、外国語教育等の充実に努めます。スクールカウンセラー及び特別支援員の配置と教育相談や心理相談の充実に努めます。

また、児童・生徒数の動向を見極めながら、引き続き学校規模の適正化を検討するとともに、個性ある学校教育への取組を実施していきます。

<社会教育の振興>

各種団体、サークルにおける主体的な活動を尊重し、支援します。町民が様々な分野の芸術文化活動に参加できるよう、各サークル等の情報提供を進めるとともに、数多く発表・鑑賞できるような機会の創出に努めます。また、義務教育学校の設置に伴う小学校の空き校舎の利活用を検討します。

<社会体育の振興>

誰もが日常生活の中で、気軽にスポーツ活動ができるように、教室の開催や団体の育成、自主的クラブ、グループの活動を支援し、楽しみながら体力づくりができる環境づくりに努めるとともに、体育協会、体育指導員、スポーツ少年団、学校、行政等が連携を図ることで競技スポーツの振興、生涯スポーツに繋がる体制づくりに努めます。

また、スポーツ施設の整備、利便性の向上に努めるとともに、指導体制の整備に努めます。

(3) 計画

事業計画 (平成 29 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設 ・校舎 ・屋内運動場 ・屋外運動場 ・水泳プール ・へき地集会施設 ・寄宿舎 ・教職員住宅 ・スクールバス・ボート ・給食施設 ・その他 (2)幼稚園 (3)集会施設、体育施設 等 ・公民館 ・集会施設 ・体育施設 ・図書館 ・その他 (4)過疎地域自立促進 特別事業	・中学校グラウンド改修事業 ・スクールバス購入事業 ・武道館整備事業 ・野球場整備事業 ・図書カード配布事業 ①事業の必要性 読書を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力・想像力を高め生きる力を身に付けることができる。 ②事業内容 小・中学生全員に図書カード 5,000 円分を配布する。 ③事業効果 同事業により教育の振興を図り過疎	井川町 井川町 井川町 井川町 井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5)その他	<p>対策に必要不可欠な人材育成に繋げることが、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALT講師配置事業(ソフト) 	井川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育関連施設については、安全に利用できるよう維持管理を行い、長寿命化を進めます。集会施設・体育施設については、比較的利用率の高い施設であることから、利用者が安全に利用できるよう適切に改修を実施し長寿命化を進めるとともに、地域住民の健康増進及び利用率の増加による地域スポーツの活性化を推進し、過疎対策に繋がります。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

生活水準の向上やライフスタイルの変化、余暇に対するニーズの多様化などに伴い、町民の文化活動への関心が高まり、文化活動を通して生活の中に生きがいや潤いを見出そうとする傾向が強くなっています。また、地域の歴史と風土に根ざして受け継がれた町民文化の継承や、先人の残した文化遺産の保護・保存・継承が求められていますが、生活様式や社会情勢の変化、後継者不足などにより、地域の伝統文化の継承が困難になりつつあります。

また、郷土学習などの活動も、指導者の高齢化などによりその継続が難しくなっています。今後は、伝統文化、文化財の保護・保存、活用を図っていくため、新たな人材の発掘・養成等が必要となっています。

(2) その対策

各種団体、サークルにおける主体的な活動を尊重し、支援します。町民が様々な分野の芸術文化活動に参加できるよう、各サークル等の情報提供を進めるとともに、数多くの発表・鑑賞ができるような機会の創出に努めます。

また、地域の伝統文化の継承と文化財の保護については、郷土の文化や文化財を町民共有の文化遺産として保護、保全、活用に努めるとともに、指導者の養成に努めるなど、伝承のための町民活動を支援していきます。

(3) 計画

事業計画（平成 29 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設 等 ・ 地域文化振興施設 ・ その他 (2) 過疎地域自立促進 特別事業 (3) その他	全町盆踊り実行委員会補助金（ソフト） 桜蘭太鼓育成費補助金（ソフト）	井川町 井川町	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

町はこれまでも誰もが安心して、心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを目指して様々な公共サービスを担ってきました。しかし少子高齢化や核家族化の進展をはじめとする社会環境の変化によって、以前は家族や地域で解決していたような子育てや介護、地域防犯・防災などが新たな地域課題となり、行政の画一的な公共サービスだけでは、町民の多様なニーズに対応できなくなってきました。そのため、町民一人ひとりが様々な地域活動に取り組み、その個性や能力を発揮することによって、地域社会に貢献していくことや、行政、町内会及びボランティアなどの様々な主体が手を携えながら、共生・協働のまちづくりを進める必要があります。

また、町内には町内会が29組織ありますが、その活動の活性化に対する支援や、町民がより主体的な形でまちづくりに参画することのできる環境の整備、地域活動の核となる人材・グループの育成・支援が必要となっています。

(2) その対策

住民の自治意識を醸成するとともに、コミュニティ活動をけん引し、支える人材や団体の育成に努めます。各町内会をベースとして、地域組織の連携強化及び活性化を図ります。

また、コミュニティ活動を積極的に支援し「自分たちのまちは、自分で考え、つくり、育て、守る」という考え方を基本としたコミュニティ意識の向上に努めます。更には、より多くの町民と行政が課題を共有し、協働によるまちづくりを進めていくために、まちづくり懇談会を行い、町民との意見交換ができる場の充実に努めます。

主な取組としては、町内会毎に組織する自主防災組織への支援を強化するとともに、町内会毎に設置されている分館については、災害に対応できる備品を整備します。

防犯灯については、灯具の交換や、電気料等に係る維持管理費が町内会の負担となっているためLED化を進め、町内会の経済的負担を軽減します。

(3) 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編 整備 (2) 過疎地域自立促進 特別事業	・ 町内振興費補助事業 ① 事業の必要性 当町には29町内会があるが、少子高齢化や核家族化により人口減少しており、町内会組織も徐々にその影響を受	井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3)その他	<p>け、活動も減退しつつあることから、支援する必要がある。</p> <p>②事業内容 各町内会ではそれぞれ運動会や盆踊り、環境美化活動、防犯灯の管理、高齢者交流会等様々な局面で地域コミュニティの維持のための活動を展開している。これらの事業に対し、助成金を交付する。</p> <p>③事業効果 過疎地域にとっての命綱ともいえる地域コミュニティの維持及び活性化を図ることにより、将来にわたり過疎地域の自立に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯LED化工事 ・分館整備事業 	井川町 井川町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

各地区にある分館については、住民が集う場であるため、安全性の確保や施設の効率的な維持、長寿命化の観点に加え、生き生きとした活力ある地域づくり拠点として維持することにより過疎対策に繋がります。

添付資料

事業計画（平成 29 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進 特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振興作物出荷奨励補助事業 <p>①事業の必要性 稲作中心の農業から脱却するため、特に地域に合った振興作物の生産を拡大していくことが必要である。</p> <p>②事業内容 振興作物の生産から出荷までを行う農業者に対して、出荷奨励金を交付する。</p> <p>③事業効果 収益性の高い振興作物の生産を伴う複合経営を進めることにより、経営の安定化が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業となる。</p>	井川町	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間農地維持支援事業 <p>①事業の必要性 中山間地域等の農家の高齢化に伴い農地を維持することが困難な状況であり、農地の受け手を確保することが必要となっている。</p> <p>②事業内容 中山間地域等の農地の受け手に対して賃借料相当額を支援する。</p> <p>③事業効果 中山間地域等の持続的な農地の保全と農業・農村の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業となる。</p>	井川町	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進 特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内巡回バス運行事業 <p>①事業の必要性 過疎化による路線バスの利用者が減少したため、路線バスの運行が廃止され</p>	井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域自立促進 特別事業	<p>た。このため地域住民の交通手段の確保が必要となっている。</p> <p>②事業内容 地域住民の交通手段の確保のため、バス事業者へ運行委託し、町内の施設・駅・診療所・ショッピングセンター等を巡回運行する。</p> <p>③事業効果 住民生活の日常の交通手段が確保されることにより、利便性向上が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業となる。</p> <p>・敬老式</p> <p>①事業の必要性 長い間社会に貢献してきた高齢者を敬い、広く老人の福祉についての関心と理解を深める必要があるとともに、過疎地域の高齢者は、あまり集える機会がないことから、高齢者の交流の場を作る必要がある。</p> <p>②事業内容 多年にわたり地域の貢献してきた高齢者の長寿を祝う会を開催し、記念品の贈呈や食事会を実施する。</p> <p>③事業効果 社会の発展に尽くしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝い、高齢者の交流や、町民の敬老意識の高揚を図ることができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	井川町	
		<p>・任意予防接種等費用助成事業</p> <p>①事業の必要性 重症化しやすい乳幼児や高齢者の発熱や障害、疾病等を未然に防ぎ、健康維</p>	井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>持を図る必要がある。</p> <p>②事業内容 水痘予防接種、流行性耳下腺炎予防接種、麻しん風疹予防接種、インフルエンザ予防接種、ロタウイルス予防接種等の任意予防接種費用を助成する。</p> <p>③事業効果 罹患による健康被害等を防ぐことができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p> <p>・妊婦健診費助成</p> <p>①事業の必要性 過疎地域においては、妊婦が、安心・安全な妊娠生活を送ることのできる環境づくりが必要である。</p> <p>②事業内容 妊娠期間の妊婦健康診査費を助成する。</p> <p>③事業効果 妊婦健診等にかかる経済的負担の軽減を図ることで、妊婦の不安解消につながり、安心して出産できる環境がつけられ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p> <p>・保育料支援費補助金</p> <p>①事業の必要性 保護者の経済的負担を減らし、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが求められている。</p> <p>②事業内容 第2子以降の保育料、幼稚園利用料及び給食費を無料化する。</p> <p>③事業効果 子育て世帯を経済的に支援し、安心し</p>	<p>井川町</p> <p>井川町</p>	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>て子どもを育てる環境をつくることにより、出生率の低下の防止に寄与すると考えられることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p> <p>・子どもセンター送迎バス運行事業</p> <p>①事業の必要性 町内に集落が点在しているが、公共交通機関がないことから、通園児童の安全通学確保とその保護者負担を軽減するために必要である。</p> <p>②事業内容 スクールバスを運行委託し通学児童の安全を確保する。</p> <p>③事業効果 児童の安全を確保し、更には、子育て世帯の負担を減らすことができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p> <p>・福祉医療助成事業</p> <p>①事業の必要性 低所得者の適正受診を確保し、健康維持するために必要である。</p> <p>②事業内容 健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、子ども・障害者・ひとり親家庭、それぞれの医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>③事業効果 低所得者の健康の維持と生活の安定を回復し、福祉の増進に繋げることができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p> <p>・赤ちゃんギフト</p> <p>①事業の必要性</p>	<p>井川町</p> <p>井川町</p> <p>井川町</p>	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進 特別事業	<p>若い世代の出産に関する意識の高揚を図り、町全体で子育てを応援していく機運を高め出生率を上げるために必要である。</p> <p>②事業内容 出産後に子育て関連物品の購入補助の無料クーポン券を配布する。</p> <p>③事業効果 子育て家庭の経済的負担を軽減し、多子世帯の増加に繋げることができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p> <p>・チャイルドシート購入補助</p> <p>①事業の必要性 児童の安全確保と子育て家庭の経済的負担を減らすために必要である。</p> <p>②事業内容 チャイルドシートの購入費に対して補助をする。</p> <p>③事業効果 子育て家庭の経済的負担を軽減し、更には、チャイルドシートの装着率が向上することで児童の安全確保が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p>	井川町	
		<p>・湖東厚生病院運営費助成事業</p> <p>①事業の必要性 全国的な医師不足の中で地域医療を確保し、地域の中核的な病院を維持するために必要である。</p> <p>②事業内容 医師確保対策として運営費を助成する。</p> <p>③事業効果 関係機関、近隣町村と協議しながら、</p>	井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進 特別事業	<p>医師不足を解消し、救急医療体制等の実現をすることができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p> <p>・ 図書カード配布事業</p> <p>①事業の必要性 読書を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力・想像力を高め生きる力を身に付けることができる。</p> <p>②事業内容 小・中学生全員に図書カード 5,000 円分を配布する。</p> <p>③事業効果 同事業により教育の振興を図り過疎対策に必要な人材育成に繋げることが、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p>	井川町	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進 特別事業	<p>・ 町内振興費補助事業</p> <p>①事業の必要性 当町には 29 町内会があるが、少子高齢化や核家族化により人口減少しており、町内会組織も徐々にその影響を受け、活動も減退しつつあることから、支援する必要がある。</p> <p>②事業内容 各町内会ではそれぞれ運動会や盆踊り、環境美化活動、防犯灯の管理、高齢者交流会等様々な局面で地域コミュニティの維持のための活動を展開している。これらの事業に対し、助成金を交付する。</p> <p>③事業効果 過疎地域にとっての命綱ともいえる地域コミュニティの維持及び活性化を図ることにより、将来にわたり過疎地域</p>	井川町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		の自立に資する。		